

(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする事務)
(住宅局建築指導課)

1. 制度の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条に規定する業務に関し同法第17条及び第18条の規定の定めるところにより指定する者に行わせる制度。

2. 指定、登録等の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条

○建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条(平成7年法律第123号)(抄)

(耐震改修支援センター)

第17条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第19条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本建築防災協会	平成18年3月	〒105-000 港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHKビル 8F 03-5512-6451	上記2に掲げる基準を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
保証料	保証料の上限額等について規定している債務保証業務規程を国土交通大臣が認可。 指定機関が債務保証の実施に際して掛ける保険料を勘案して定めている。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成19年9月1日現在）

指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定